

(別紙①)

運動部活動の留意事項について

部活動における新型コロナウイルス感染を予防するため、以下の内容を、全部活動顧問で共通理解したうえで適切に対応すること。

※ 令和2年5月13日付け 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡

「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A」の間49から間52を参照すること。

【令和2年5月25日（月）から5月31日（日）まで】

- ア 活動は平日のみとし、少なくとも1日以上 of 休養日を設定すること。また、1回の活動時間は更衣、準備、片付け等を含めて2時間以内とすること。
- イ 活動場所は、校内とするが、通常の活動場所として学校が管理している施設については可とする。
- ウ 身体接触を伴う活動は行わないこと。
- エ 県内外の他校との交流（合同練習や対外試合、合宿等）は実施しないこと。
- オ 3年生に配慮した活動等に関して、上記のアからエに係る相談がある場合には、高校教育課に連絡すること。

【令和2年6月1日（月）以降】

- ア 「宮崎県運動部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針」に沿って、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上 of 休養日を設定すること。また、1日の活動時間は平日2時間程度、学校の休業日は3時間程度とすること。
- イ 活動場所は県内であれば特に制限は行わない。ただし、移動を伴う場合は3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が発生しないように配慮すること。
- ウ 身体接触を伴う活動は当面の間行わないこと。
 - ※ スポーツ庁や各競技団体等の通知やガイドラインをもとに段階的な対応を今後通知する予定である。
- エ 県内外の他校との交流（合同練習や対外試合、合宿等）は当面の間実施しないこと。
 - ※ 施設が限られる競技や人数不足により日頃から合同で練習している場合は、複数校での活動ができるものとする。
 - ※ 6月20日（土）以降は宿泊の伴わない県内学校との交流（合同練習や対外試合）は可とする方向で検討しており、6月上旬には、通知する予定である。

《具体的な留意事項》

- 1 3つの条件が重ならないよう実施内容の方法を工夫すること。
 - ・ 一度に大人数が集まって密集するような活動とならないよう配慮すること。
 - ・ 屋内での活動については、こまめな換気に努めること。
 - ・ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えること。
- 2 練習前の健康状態（検温、発熱等の風邪症状の有無等）を確認し、生徒に発熱等の風邪症状が見られるときは、部活動の参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- 3 一斉臨時休業期間において、運動不足となっている生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、生徒の怪我防止には十分に留意すること。
- 4 部室等の利用にあたっては、短時間での利用としたり一斉に利用しないなどに留意するように指導すること。
- 5 活動中は細めに生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させること。また、マスクを携行し、場面に応じて、マスクを着用すること。
- 6 部活動で使用する用具や物品の共用を出来るだけ避けること。共用を避けるのが難しいものについては、使用后手洗いをするように指導するとともに使用した用具や物品については消毒を行うこと。
- 7 補食や水分補給の際には、他人との距離に配慮するとともに、タオル、コップ等の共用を避けること。
- 8 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師等が部活動の実施状況を把握すること。
- 9 感染症防止対策が十分にとれない場合は、部活動の実施を見合わせること。

※ 県内外の感染状況によっては対応を見直すこともあり得る。